

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和2年12月25日号
発行：会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部
制作：政策財務課 政策企画班

町長メッセージ

全国的に、感染拡大に歯止めがかからない状態が続いています。県内でも今月に入ってからクラスターが相次いで発生し、一日当たりで最多となる規模の感染の確認など、急速に感染が拡大しています。

感染者の増加に伴い、入院者数も増加し、県北地域では医療提供体制が厳しい状況となっています。県ではこれらの現状を踏まえ、症状に応じて、医療や宿泊療養施設を適切に活用し、皆さんの安心を確保できるよう、早急な調整がすすまっています。

新型コロナウイルスとの闘いはこれからも続きます。対策疲れや気の緩みから基本的な感染防止対策を怠ってしまうと、感染が一気に拡大することも懸念されます。家庭や職場における「新しい生活様式」の継続とあわせて、適切な換気や湿度の確保など、冬場の感染防止対策を徹底してください。

特に、これから年末年始を迎えるにあたり、町民の皆さんに3つのお願いをいたします。

1 点目は会食についてです。忘年会や新年会などは、なるべく普段から一緒にいる人と、少人数・短時間で、座席の配置は正面や真横を避けて斜め向かいにする、会話する際は必ずマスクを着用するなど、感染防止対策の徹底をお願いします。

2 点目は帰省についてです。帰省する場合には、3密回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えるなど、高齢者の方々への感染につながるよう注意してください。そうした対応が難しいと判断される場合は、帰省について慎重に検討してください。また、混雑する時期を出来るだけ避けて帰省してください。発熱などの症状がある場合には、帰省や移動は控えてください。

3 点目は、初詣や各種イベントなどへの外出についてです。外出の際は、移動先の自治体が出している情報などにより、感染状況を確認してください。初詣は混雑する時期を避けていただくようお願いいたします。また、3密や感染防止対策が徹底されていない施設は避け、マスクの着用などの感染防止対策を徹底してください。

町では、引き続き感染拡大防止にしっかりと取り組んでまいります。皆さんが穏やかな年末年始を迎えられますよう、全町民がひとつになって、この難局を乗り越えていきましょう。

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部長 齋藤 文英
会津坂下町長

感染症に関する相談先（感染の疑いがある場合は「受診・相談センター※」までご相談ください）

相談種別	受付時間	電話番号
町相談窓口（生活課 福祉健康班）	平日 午前8時30分～午後5時15分	☎93-6169
受診・相談センター	24時間受付	☎0120-567-747
福島県一般相談（コールセンター）	平日 午前8時30分～午後9時 土日祝日 午前8時30分～午後5時15分	☎0120-567-177 FAX 024-521-7926

※11月1日より「帰国者・接触者相談センター」は「受診・相談センター」に名称が変更になりました。

新型コロナウイルス感染症の町内発生状況について

町ホームページでお知らせしています。下記より検索、またはQRコードをスマートフォンで読み込んでください。
【町ホームページ】会津坂下町 新型コロナウイルス発生状況 <https://www.town.aizubange.fukushima.jp/soshiki/2710998.html>



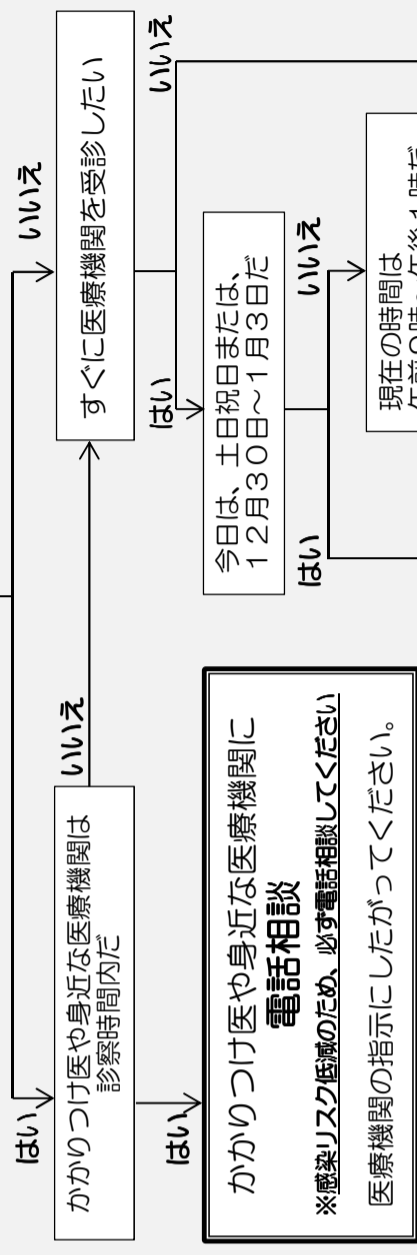
医療機関受診について

風邪のような症状、発熱、強いだるさ、息苦しさがある場合は、まずかかりつけ医など身近な医療機関に電話相談してください。受診の際は、マスクを着用し、自家用車にてお越しください。

相談・受診の流れ

風邪のような症状、発熱、強いだるさ、息苦しさがある

かかりつけ医や身近な医療機関がありますか？



いずれかの発熱外来に電話で診察予約

会津中央病院発熱外来
(病院正面玄関道路向かい側)
【発熱コールセンター】
☎36-7266
(午前8時30分～午後5時)
【夜間休日救急外来】
☎25-1515
(休日・夜間 (午後5時以降))
※特定療養費 (初診時 3,000円) がかかります。

竹田総合病院発熱外来

(病院西側玄関前)
【外来診療予約ダイヤル】
☎27-5577
(午前8時～午後5時)
【救急受付】
☎29-9911
(休日・祝日・夜間 (午後5時～午前8時))
※選定療養費 (初診時 5,500円 / 再診時 2,750円) がかかります。

両沼地方発熱外来

(坂下厚生総合病院敷地内仮設診療室)
☎電話で診察予約
【発熱外来予約専用番号】
☎82-2080
(午前9時～午後1時)
持参品
保険証、お薬手帳、診療費用(預り金) 3,000円(※後日精算 ※おつりの無いようにご準備ください)
受診の流れ
① 予約専用番号に電話し症状を伝える
② 医療機関駐車場に到着したら車内待機のまま予約専用番号に電話し到着を伝える
③ 駐車場に来た係員に、窓を閉めたまま車内から保険証やお薬手帳などを提示する
④ 誘導係の案内に従って診察室へ入り医師の診察を受ける

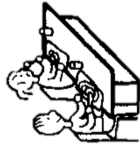
受診・相談センター

☎0120-567-747 (24時間対応)
受診・相談センターの指示にしてください。

年末年始も感染対策にとめましょう！

静かな年末年始を過ごしましょう

飲食は
いつもの人たちと



- 忘年会や新年会などでの飲食は**主要な感染経路の一つ**です。普段から会っている人と短時間で飲食しましょう。
- 隣の席との間隔を確保する、斜め向かいに座る、会話時のマスク着用など、基本的な対策を徹底しましょう。対策によって、感染のリスクは大きく減らすことができます。

帰省は慎重に



- 帰省される際は、3密回避、マスクの着用、手指の消毒などの基本的な感染対策を徹底しましょう。
- 発熱などの症状がある方は、帰省を控えましょう。
- 特に**高齢者**などへの感染につながらないよう**注意**しましょう。

外出は
混雑を避けて



- 初詣は混雑する三が日などはできるかぎり避けるようにしましょう。
- 外出の際は、その地域の自治体のホームページから感染状況を確認したり、外出先のホームページや運営事務局に混雑状況を確認しましょう。
- できるだけ自宅でゆっくり過ごす年末年始にしましょう。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍くなり、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- 回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。

場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒は、短時間の食事比べて感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では大声になり、飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクログ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

各種支援などのお知らせ

全町民へのインフルエンザ予防接種費用の助成を実施しています（今年度限定）

対象者 生後6か月以上の全町民（接種日時時点で当町に住居票がある方）

助成期限 令和3年1月31日（日）まで

助成額 2,520円（高齢者施設入所者は1,730円）

直接医療機関で接種してください。医療機関窓口では助成額を除いた金額が請求されます。（会津坂下町、会津若松市、喜多方市以外で接種する方は、事前に下記までお問い合わせください。）

※実施状況は各医療機関にお問い合わせください。

問 生活課 福祉健康班 ☎ 93-6169

出生特別給付金について

対象者 令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生し、会津坂下町の住民基本台帳に記録されたお子さん

給付額 10万円 **申請・受給者** 対象者の保護者

提出書類 ①会津坂下町出生特別給付金支給申請書

②申請者本人の運転免許証等の写し

③母子手帳の写し

④振込口座確認書類（通帳等の写し）

※該当される方には申請書を郵送します。 ※申請期限については送付文書をご確認ください。

問 総務課 行政管理班 ☎ 84-1503

中小事業者等所有の固定資産税減免措置のご案内

事業収入に相当の減少があった中小事業者などに対して、令和3年度課税の1年度分に限り、償却資産および事業用家屋に係る固定資産税を減免します。

対象者 ①令和2年2月～10月までの連続する3か月間の収入の合計額が、前年の同期間と比べて、30%以上50%未満減少している者 ⇒ 2分の1減免

②同じく、50%以上減少している者 ⇒ 全額減免

申告方法 申告書に必要事項を記載のうえ、収入減少などの要件を満たしているかを認定経営革新等支援機関（中小企業経営力強化支援法に基づき認定を受けた税理士・会計士・中小企業診断士・金融機関・商工会などに確認を受け、税務管理班窓口または町ホームページから申請書を取得してお申込みください。）

申請期間 令和3年1月4日（月）～2月1日（月）

提出先 〒969-6592 会津坂下町字市三番甲3662番地 総務課 税務管理班 （郵送可、持参可）

問/申込 総務課 税務管理班 ☎ 84-1502

空気清浄機設置事業補助金

対象者 令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症対策のため空気清浄機を新たに購入して設置した中小企業および個人事業主で、町税を滞納していない方

対象機器 空気清浄機（ウイルス除去・不活性化などの効果があるもの）

補助額 空気清浄機購入費用の2分の1（1事業者1台あたり上限2万円で3台分まで）

申請方法 商工観光班窓口または町ホームページから申請書を取得してお申込みください。

申請期限 令和3年3月31日（水）

提出先 〒969-6543 会津坂下町字市二番甲3650番地 産業課 商工観光班 （郵送可、持参可）

問/申込 産業課 商工観光班（東分庁舎） ☎ 83-5711 F A X 83-5713 E-mail: nigiwai@town.aizubange.fukushima.jp

糸桜里の湯ばんげ「温泉利用券」をぜひご利用ください！

元日より営業しています。ぜひ温泉にお越しください。

特別営業日 1月1日（金） 午前6時～午後3時まで **臨時休館日** 12月30日（水）、31日（木）

○温泉利用券は切り離さないでください。○温泉利用券は1回につき何枚でもご利用できます。

問 産業課 商工観光班（東分庁舎） ☎ 83-5711